

平成31年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年4月25日(木) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

なし

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島7番 中 幸雄 門前3番 澤田 茂

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

(4) 議案第16号 非農地証明願について

7 報告事項

(1) 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第8号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 12

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしくお願ひします。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号3番 谷内 誠一 委員及び 議席番号4番 奥堂 敏春 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあつた【議案第13号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第13号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は2件です。 【議案第13番、1番から2番を議案書をもとに朗読】 以上、所有権移転については12筆 1,334 m ² で内訳は畑が1,334 m ² です。賃貸借権設定については2筆 2,811 m ² で内訳は田が2,626 m ² 、畑が

	185 m ² です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 7 番 中 幸雄 委員よりご意見を願います。
中 委員	4 月 19 日に大沢の区長を伴いまして現地調査を行いました。所有者が亡くなり子供さんに所有権を変更するという事で変更する事によって何ら影響はないものと考えております。よろしく願います。
議 長	次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 4 番 奥堂 敏春 委員よりご意見を願います。
奥堂委員	4 番の奥堂です。18 日に現地確認に行ってきました周辺に及ぼす影響はないと思いますのでよろしく願います。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 13 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 13 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 14 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明を願います。
事 務 局	議案書 7 ページをご覧ください。議案第 14 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。

【議案第 14 番、1 番を議案書をもとに朗読】

合計 4 筆 971.07 m²で内訳は田が 887 m²、その他が 84.07 m²です。

1 番について、転用目的は自動車钣金工場及び駐車場であり、申請地については中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから妥当と考えております。

議長 それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員門前 3 番 澤田 茂 委員よりご意見をお願いいたします。

澤田委員 はい、澤田です。よろしく申し上げます。今見てもらったとおりの状況でありまして 4 月 23 日に会長さん、谷内委員さんと石倉委員さんと事務局とで現地を確認してきました。排水路等については特に問題ないかと思っておりますので、計画どおり転用申請しても良いかと思っております。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

石倉委員 申請地の 1 筆が登記地目宅地、現況地目田となっておりますが、登記地目が宅地の場合でもかけないといけないのでしょうか。

事務局 通常登記地目が田や畑のケースが多いのですが、今回申請者の意向もありまして、1 つは現実に田が作られているという事もありまして、登記の申請上はでないかもしれませんが、きちんと田を作っているという事のありますので確認の意味も込め申請したいという事であり、現況も田でしたのでやむを得ないと考えております。

石倉委員 これからの事もあるんだけどこういうケースの場合はかけるという事なんでしょうか。

事務局 申請があった場合にはという事で、登記地目が宅地の場合、既に家が建

ついたり駐車場となっている事になるのですが、ごくたまに農地に戻したが登記地目を変更していない場合もございますので、申請があれば農地として利用していたという事も考えられますので申請があった場合とすればと考えております。

石倉委員 登記上宅地になっていればとおるという事でしょうか。

事務局 既に宅地ですので他の用途に変えるとしても問題はないかと思えます。

石倉委員 かけなければいけないものはかけなければいけないし、逆にかけてはいけないものをかけてはいけないと思って聞いてみました。

澤田委員 現状は農地なのでそれが一番ベターでしょうね。

事務局 と言うこともありますので今回の申請がよろしいかと思えます。されていないケースもあるんですが。

石倉委員 とらえ方もあるので統一しておけばいいと思えます。

坂下委員 ちょっとよろしいですか。この案件にどうこうという事はないんですが、自分らのケースでも自動車钣金工場に限らず排水を出す場合があるんですが、田に対する給排水は邪魔にならないのか。全国普通一般に出てくる場合でもそのような案件が出てくるかと思えますが、田の邪魔になるからやめてくれと言われた場合どのような対処をしているかと思えましたので。自分らで浄化施設をつけていけば文句も出ないけど、どんどん排水した場合田に入りますよね。そのような場合に現地調査があるんでしょうか。

事務局 申請の場合から言いますと、これまで懸念される場合に指導するチャンスがあります。申請が出された時に分かっている場合は申請が出された時に排水などについても事務局がきちんと確認しなければいけませんし、委員さんも現地確認をした時にどうやるかという場合にはその場で話してもらいます。もう一つは許可書を出す際に条件をつける事が可能です。これらの場合に予見できなかった場合で転用した場合に

	<p>わかった時には農業委員会として指導に行く、また改善されたかは申請された方との話になりますが委員さんお一人ではなく、事務局も含め注意・勧告に行く事ができるのではないかと思います。</p>
安 委員	<p>申請する時には生産組合長か区長さんの同意がついてくるのでは。</p>
事 務 局	<p>みなさんいただいております。</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 14 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 14 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 15 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 10 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。</p> <p>【議案第 15 番、1 番を議案書をもとに説明】</p> <p>利用権の設定者は門前町〇〇ので、利用権の設定を受ける者は門前町〇〇の〇〇です。11 ページの集計表にあるとおり、5 筆 3,671 m²で内訳は畑が 3,671 m²で作物は全て野菜です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 15 号】について、原案どおり同意することに、ご異議ござい</p>

	ませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 15 号】は、原案どおり同意いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 16 号】の非農地証明願について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>なお、本件については、農業委員会等に関する法律 第 24 条第 1 項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とする規定により、安委員には一旦、退席を願います。</p>
安委員	(会議室から退室)
事務局	<p>議案書 13 ページをご覧ください。議案第 16 号の非農地証明願承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案第 16 番、1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 4 筆 238 m²で内訳は畑が 238 m²です。</p> <p>1 番について、旧主要地方道七尾輪島線沿いであった後、現在のバイパス道路沿いになった頃から荒廃しているため妥当と考えております。</p>
議長	それでは私より意見を述べます。
田上委員	4 月 23 日に谷内誠一委員を現地調査をしました。現状については今ほど写真でも見たとおり既に周りには雑種地という形で片側は道路、山林という形ですので非農地という事については別に異論はないと思います。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)

議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 16 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 16 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 7 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 16 ページをお開きください。報告第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 5 件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計 82 筆 11,431.71 m ² です。内訳は田が 10,127.71 m ² 、畑が 1,304 m ² です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
田中委員	13 番の田中です。市ノ瀬町の〇〇さんですが現況で耕地は 2 筆だけで残りは山林になっていますが、あのあたりは区画整理をしているので山しか持っていないという事でしょうか。
事 務 局	そのとおりです。
議 長	他に質疑がないようですのでそれでは【報告第 7 号】を終わります。 次に【報告第 8 号】の農地改良届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 21 ページをお開きください。報告第 8 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。

【議案書にもとづいて、農地改良届出の内容を朗読】

以上合計 1 筆 2,119 m²で内訳は田が 2,119 m²です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 その他質疑がないようですのでそれでは【報告第 8 号】を終わります。
以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。

議 長 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については谷内 吉夫委員より報告をお願いします。

谷内委員 (谷内委員より「1・1・1 運動」の活動報告)

議 長 それでは第 4 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

平成31年4月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

3 番

署 名 委 員

4 番
